

[保健福祉部 社会福祉課 所管]

○社会福祉事務に要する経費 (03010104) 2,029,671円 (1,524,489円) 決算書 P140

〈国・県：834,802円 一財：1,194,869円〉

*特定財源積算根拠

- ・県負：行旅病人取扱費負担金 309,711円
- ・県委：県事務処理特例交付金 57,871円
- ・県委：人権問題啓発活動委託金 460,160円
- ・県委：社会福祉統計調査費委託金 7,060円

(目的)

福祉向上の普及啓発活動や住民への支援により福祉の増進を図る。

(内容)

各種団体への負担金及び補助金を助成し福祉の増進強化を図る。

(効果)

保護司会や人権擁護委員など各種団体等の支援により、社会福祉の向上に寄与した。
人権教育啓発講演会を実施し、人権尊重の理念に関する正しい理解と人権尊重思想の普及高揚を図ることができた。

○民生委員活動に要する経費 (03010105) 4,105,229円 (4,030,228円) 決算書 P140

〈国・県：25,200円 一財：4,080,029円〉

*特定財源積算根拠

- ・県委：民生委員推薦会交付金 25,200円

(目的)

民生委員が社会奉仕の精神をもって相談指導にあたり、関係機関との協力及び連携を図る。

(内容)

民生委員・児童委員 89人
坂東市民生委員協議会に対する助成 489,500円

(効果)

社会福祉の増進に寄与した。

○障害者福祉に要する経費 (03010106) 23,665,307円 (18,332,244円) 決算書 P142

[総務部 総務課 所管 514,800円含む]

〈国・県：12,984,941円 一財：10,680,366円〉

*特定財源積算根拠

- ・国負：特別障害者手当等給付費負担金 7,973,227円
- ・国補：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 4,068,000円
- ・国補：社会資本整備総合交付金（重度障害者住宅リフォーム助成事業） 218,000円
- ・国委：特別児童扶養手当事務取扱交付金 182,714円
- ・県補：在宅障害児福祉手当補助金 510,000円
- ・県補：軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業補助金 33,000円

(目的)

障がい者福祉の向上を図るため、特別障害者手当の支給、住宅リフォームの補助、福祉タクシー券の交付等を行う。

(内容)

1. 障害者手帳交付用診断書代補助事業

身体・精神に障がいを有する者に、障害者手帳・通院受給者証交付申請に必要な診断書代

を助成することにより福祉の向上を図る。

申請者 488人 953,558円

2. 障害者授産施設通所事業

1. 事業所 6人利用 144,000円

3. 特別障害者手当等支給事業

日常生活において常時特別の介護を必要とする重度の障がい者に対し、手当を支給することにより障がい者の福祉の向上を図る。

特別障害者手当 25人 月額 27,300円

経過的福祉手当 1人 月額 14,850円

障害児福祉手当 20人 月額 14,850円

計 10,630,970円

4. 重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業

重度の身体障がい者（児）または、その保護者の居住環境を改善するために必要な経費の一部を助成し福祉の増進を図る。

1人 計 485,190円

5. ミニファックス使用事業

聴覚に障がいがあるため、日常の交信をファクシミリで行っている世帯に対し、使用料の一部を補助することにより社会参加の促進を図る。

1人 計 55,176円

6. 障害者公共交通利用料金助成事業

障害者に対し、医療機関等への通院等に要する料金の一部を助成する。

64人 計 606,500円

7. 難病患者福祉手当支給事業

難病患者に対し、手当を支給することにより、経済的負担の軽減を図る。

申請者 254人 2,540,000円

8. 在宅障害児福祉手当

85人 2,995,500円

9. 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器等の購入等に要する経費を助成する。

1人 74,000円

10. 障害福祉サービス事業者物価高騰対応支援事業

食材料費や光熱費などの物価高騰により影響を受けている事業者等に支援を行う。

13事業所 4,068,760円

(効果)

障がい者及び障がい児の福祉の向上及び介護家族の負担軽減が図られた。

○障害者自立支援事務に要する経費（03010107） 4,044,703円（4,390,966円） 決算書 P144

[総務部 総務課 所管 858,000円含む]

〈国・県：145,961円 一財：3,898,742円〉

* 特定財源積算根拠

・ 県委：県事務処理特例交付金 145,961円

(目的)

障がい者福祉サービスを適正に提供するための基準となる障がいの程度区分を判定する審査会の円滑な運営を推進する。

(内容)

1. 障害支援区分認定等事務費

障がい者サービスの受給に必要な障害者審査会等に係る経費等を助成し、福祉の増進強化を図る。

- ・ 障害者審査会委員報酬 832,000 円
- ・ 医師意見書作成手数料 430,118 円

2. 支援費システム使用料 858,000 円

(効果)

福祉サービスの利用促進と福祉の増進が図られた。

○障害者自立支援介護給付に要する経費 (03010108) 664,895,113 円 (635,950,921 円)

決算書 P144

〈国・県：474,263,861 円 一財：190,631,252 円〉

* 特定財源積算根拠

- ・ 国負：障害者自立支援給付費等負担金 309,798,298円
- ・ 国負：障害者自立支援等医療費負担金 1,404,000円
- ・ 県負：障害者自立支援給付費等負担金 162,181,134円
- ・ 県負：障害者自立支援等医療費負担金 880,429円

(目的)

障がい者が日常生活を営む上で介護が必要な場合に、介護サービスを利用することにより障がい者の自立を図ることを目的とする。

(内容)

1. 生活介護

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行い、また創作活動や生産活動の機会も提供する。

利用者 158 人 420,707,971 円

2. 施設入所支援

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事等を行う。

入所者 98 人 161,240,060 円

3. 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。

利用者 4 人 16,656,779 円

4. 居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等（ホームヘルプ）を行う。

利用者 25 人 30,587,803 円

5. 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等（ショートステイ）を行う。

利用者 8 人 11,525,860 円

6. 計画相談支援

障害者が受けるサービスの利用計画等を作成し、サービス利用計画やサービス利用状況が適当か検証するモニタリング等を行う。

利用者 66 人 12,388,071 円

7. 行動援護

知的障がいや精神障がいの外出時等において必要な移動の支援を行う。

利用者 1人 851,016円

8. 高額障害福祉サービス

同じ世帯に障害福祉サービス等を利用する方が複数いる場合や、ひとりで複数のサービスを利用する場合など、世帯におけるひと月の利用者負担の合計が基準額を超えた場合に超過額を支給する。

7人 計 476,214円

9. 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを行う。

2人 計 9,355,503円

(効果)

障がい者が必要とするサービスを提供することにより、障がい者の自立が図られた。

○障害者自立支援訓練等給付に要する経費 (03010109) 358,001,404円 (307,629,633円)

決算書 P146

〈国・県：268,501,053円 一財：89,500,351円〉

*特定財源積算根拠

- ・国負：障害者自立支援給付費等負担金 179,000,702円
- ・県負：障害者自立支援給付費等負担金 89,500,351円

(目的)

障がい者又はその保護者、介護者が生活訓練や就労に向けた訓練等を受け、自立を図る。

(内容)

1. 共同生活援助

夜間や休日、共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や日常生活上の援助を行う。

入所者 73人 138,690,941円

2. 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練・生活訓練）を行う。

利用者 9人 16,072,754円

3. 就労移行支援

一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

利用者 8人 9,283,488円

4. 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練（A型：雇成型 B型：非雇成型）を行う。

利用者 A型 29人 B型 84人 193,726,025円

5. 就労定着支援

一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適正に見合った職場への就労と定着を目指す。

利用者 1人 228,196円

(効果)

訓練により自立が図られる。

○障害者自立支援等医療給付に要する経費（03010110） 58,003,072円（59,428,187円）

決算書P146

〈国・県：44,790,901円 一財：13,212,171円〉

*特定財源積算根拠

- ・国負：障害者自立支援等医療費負担金 30,500,000円
- ・県負：障害者自立支援等医療費負担金 14,290,901円

（目的）

障がい者（児）が更生するための医療給付を行う。

（内容）

1. 障害者更生医療給付事業 56,743,207円
人工透析 14人 そしゃく機能障害 1人
腎臓機能障害 6人 免疫機能障害 3人
2. 育成医療給付事業 420,400円
そしゃく機能障害 1人 心臓機能障害 1人 肢体不自由 1人 その他内部障害 2人

（効果）

更生医療、育成医療給付により、障がい者（児）がスムーズに生活できるようになる。

○障害者自立支援補装具給付に要する経費（03010111） 8,909,172円（11,613,604円）

決算書P146

〈国・県：6,982,793円 一財：1,926,379円〉

*特定財源積算根拠

- ・国負：障害者自立支援給付費等負担金 4,755,500円
- ・県負：障害者自立支援給付費等負担金 2,227,293円

（目的）

身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具を給付し、障がい者の自立促進を図る。

（内容）

- 給付金額 8,909,172円
- ・障がい者補装具
車椅子 13件 下肢装具 9件 義足 7件 電動車椅子 2件 靴型装具 2件
補聴器 17件 視覚障害者安全杖 3件 座位保持装置 2件 眼鏡 2件
人工内耳用音声処理装置 1件
 - ・障がい児補装具
下肢装具 9件 車椅子 3件 座位保持装置 3件 座位保持椅子 3件
補聴器 3件

（効果）

失われた機能を補うことにより障がい者が自立・更生できる。

○地域生活支援事業に要する経費（03010112） 59,647,053円（62,426,755円） 決算書P146

〈国・県：17,553,000円 一財：42,094,053円〉

*特定財源積算根拠

- ・国補：障害者地域生活支援事業費等補助金 11,702,000円
- ・県補：障害者地域生活支援事業費等補助金 5,851,000円

（目的）

障がい者及び障がい児が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・

効果的に実施し、福祉の増進を図る。

(内容)

1. 相談支援事業

地域活動支援センター煌（きらめき）

利用者 36人 389件 2,809,964円

2. 地域活動支援センター事業

障がい者が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流促進等の便宜を図る。

煌（きらめき）利用者 22人 5,619,927円

精神障害者共同作業所（1日あたり）8人 8,209,000円

障害者ワークス 18人 23,240,793円

身障デイサービス（猿島）2人 663,450円

3. 障害者（児）日常生活用具給付事業

在宅の重度障がい者（児）に対し、日常生活用具を給付することにより日常生活上の便宜を図り、障がい者（児）の福祉増進に資することを目的とする。

給付金額 10,465,365円

障害者（児）日常生活用具

ストマ用装具 808件 オムツ 191件 頭部保護帽 4件 人工喉頭 25件

特殊寝台 3件 特殊マット 2件 電気式たん吸引器 2件

聴覚障害者用屋内信号装置 2件 ネブライザー 1件 入浴補助用具 1件

移動・移乗支援用具 2件 盲人用時計 1件 居宅生活動作補助用具 2件

4. 障害者訪問入浴サービス事業費

申請者 3人 2,593,800円

5. 意思疎通支援（コミュニケーション支援）事業

茨城県聴覚障害者福祉センターやすらぎ

派遣回数 33回 330,630円

6. 移動支援事業

利用者 11人 894,875円

7. 日中一時支援事業

しずかの創造苑外20施設

利用者 38人 1,534件 3,034,809円

(効果)

障がい者（児）の自立した日常生活や社会生活を営むことが可能になり、福祉の増進が図られる。

○障害児通所支援に要する経費（03010113） 238,374,758円（231,964,217円） 決算書 P148

〈国・県：178,349,638円 一財：60,025,120円〉

*特定財源積算根拠

・国負：障害児入所給付費等負担金 118,066,500円

・国負：障害児入所給付費等負担金過年度精算金 686,422円

・県負：障害児入所給付費等負担金 59,596,716円

(目的)

放課後等デイサービス等に障がい児を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供する。

(内容)

1. 障害児相談支援

障がい児が受けるサービスの利用計画等を作成し、サービス利用計画やサービス利用状況

が適当か検証するモニタリング等を行う。

利用者 46人 10,612,185円

2. 児童発達支援

未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。

利用者 75人 30,630,041円

3. 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。

利用者 190人 197,132,532円

(効果)

生活能力の向上、社会との交流等が図られた。

○こども発達センター運営に要する経費 (03010114) 5,478,514円 (6,251,884円)

決算書P148

〈その他：5,478,514円〉

* 特定財源積算根拠

- ・負担金：こども発達センター利用者負担金 70,200円
- ・諸収入：こども発達センター事業費負担金 5,408,314円

(目的)

就学前の発達に心配のある乳幼児に対し、発達段階に即した専門的な訓練を行うことにより適正な発達を促す。また、家庭や幼保園と連携を図りながら、将来的に自立及び社会参加ができるよう生活全般にわたる支援を図る。

(内容)

就学前の発達に心配のある乳幼児に対し、親子通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行い、保護者に対しては、適正な発育を促すための家庭での子どもとのかかわり方などの助言、支援を行う。

- ・契約者数 87人 ・延べ利用者数 1,358人

契約者内訳：R5年3月末時点 (年齢は年度年齢・卒園児含む)

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	計
契約数	0人	0人	1人	13人	18人	26人	29人	87人

- ・未契約者相談件数 52件

・発達指導員報酬

発達に心配のある乳幼児に対し、適正な発達を促すための支援を行う。

会計年度任用職員 2名 3,356,088円

- ・リハビリテーション専門士報酬金 1,155,000円

公認心理師：乳幼児の発達や社会性など幅広い事柄について、対応の仕方の支援を行う。

対象者 57人 延べ利用者 101人 13回 240,000円

言語聴覚士：発語への意欲や関心、構音訓練など言葉のコミュニケーション支援を行う。

対象者 33人 延べ利用者 54人 21回 240,000円

歯科衛生士：食べる力を伸ばすとともに、咀嚼、嚥下、介助の仕方などの支援を行う。

対象者 15人 延べ利用者 15人 4回 80,000円

作業療法士：身体の動かし方や使い方、感覚の調整などを養う支援を行う。

対象者 23人 延べ利用者 30人 6回 120,000円

ポーター：保護者と乳幼児の関わりを通して、家庭での物事の理解や社会性を支援する。

指導員 対象者 25人 延べ利用者 97人 12回 240,000円

巡回相談事業(公認心理師)

市内幼保園に赴き、教諭、保育士からの相談を受け、乳幼児への発達段階での関わり方の指導助言を行う。

市内 12 施設 15 回 対象者 160 人 225,000 円

保育者向け勉強会（公認心理師）

市内幼保園保育者向けに発達障がい児との関わり方や対応の仕方などについて勉強会を開催する。

市内 10 施設参加 10,000 円

(効果)

生活能力の向上、園や家庭での集団生活の安定に向けた取り組みが行われた。保護者に寄り添い、子育ての安心感を育てる一助になってきている。

○放課後等デイサービス事業に要する経費(03010115) 3,104,459 円 (2,947,982 円)

決算書 P150

〈その他：1,800,050 円 一財：1,304,409 円〉

*特定財源積算根拠

- ・負担金：放課後等デイサービス利用者負担金 88,234 円
- ・諸収入：放課後等デイサービス事業費負担金 1,711,816 円

(目的)

学童期（6 歳～18 歳）の発達に心配のある児童生徒及びその保護者に対し、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練を行うことにより適正な発達を促す。また、家庭や学校と連携を図りながら、将来的に自立及び社会参加ができるよう生活全般にわたる支援を図る。

(内容)

学童期（6 歳～18 歳）の発達に心配のある児童生徒に対し、親子通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、就労に向けての適応訓練その他必要な支援を行い、保護者に対しては、適正な発育、社会性を促すための家庭での子どもとのかかわり方などの助言、支援を行う。

- ・契約者数 58 人 ・延べ利用者数 535 人

契約者内訳：R5 年 3 月末時点（年齢は年度年齢・卒所児含む）

年 齢	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	
契約数	0 人	11 人	3 人	6 人	6 人	7 人	
年 齢	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	計
契約数	7 人	3 人	6 人	5 人	2 人	2 人	58 人

- ・未契約者相談件数 50 件

・学校連携

市内学校に赴き、または学校から教諭がこども発達センター「にじ」に来庁し、児童生徒とのかかわり方について相談助言を行う。 市内学校 2 校 延べ相談回数 5 回

- ・リハビリテーション専門士報償金 200,000 円

公認心理師：児童生徒の発達や社会性など幅広い事柄について、対応の仕方の支援を行う。

対象者 8 人 延べ利用者 9 人 6 回 60,000 円

言語聴覚士：発語への意欲や関心、構音訓練など言葉のコミュニケーション支援を行う。

対象者 13 人 延べ利用者 21 人 12 回 120,000 円

作業療法士：身体の動かし方や使い方、感覚の調整などを養う支援を行う。

対象者 2 人 延べ利用者 4 人 2 回 20,000 円

- ・発達指導員報酬

発達に心配のある児童生徒に対し、適正な発達を促すための支援を行う。

会計年度任用職員 1名 793,584円

- ・委託料 353,914円
- ・使用料及び賃借料 469,448円

(効果)

生活能力の向上、学校や家庭での集団生活の安定に向けた取り組みが行われた。保護者に寄り添い、子育ての安心感を育てる一助になってきている。

○社会福祉団体補助に要する経費 (03010116) 70,779,665円 (67,020,238円) 決算書 P152

〈一財：70,779,665円〉

(目的)

市の福祉団体及び戦没者関係団体に対し活動援助を目的とする。

(内容)

市身体障害者福祉協議会補助金	394,000円
市保護司会補助金	43,000円
市中心身障害児父母の会補助金	76,000円
市戦没者遺族会補助金	689,665円
市社会福祉協議会補助金	69,538,000円
市更生保護女性会補助金	39,000円

(効果)

誰もが安心して暮らせる豊かな地域社会の増進が期待できる。

○生活困窮者自立支援事業に要する経費 (03010117) 4,493,415円 (5,811,724円)

決算書 P152

〈国・県：3,437,139円 一財：1,056,276円〉

***特定財源積算根拠**

- ・国負：生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 2,414,139円
- ・国補：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 1,023,000円

(目的)

最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者に対して、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図る。

(内容)

1.生活困窮者自立相談支援事業

主任相談支援員が中心となり、生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対して、困窮に至った問題の課題解決に向け、計画策定や相談を包括的・継続的に支援することで、経済的困窮状態からの脱却や自立の促進を図ることを目的とする。

- ・主任相談支援員報酬等 2,561,852円
- 相談者 53人 (うち就労者 12人)

2.住居確保給付金

離職等により住居を失った方、または失うおそれのある方に対して、就職に向けた活動を行うことなどの条件を満たした方に対して、一定期間、家賃相当額を支給する。

利用者 3世帯(延べ7月分) 238,000円

3.広域実施就労準備支援事業

一般就労に直ちに就くことが困難な生活困窮者に対し、生活習慣形成のための指導・訓練、就労の前段階として必要な社会的能力の習得及び就労体験などを行い、一般就労のための基礎能力を身につけることで安定的な就労に就き、生活困窮状態から脱却を図ること

を目的とする。

4. 広域実施家計改善支援事業

家計に課題を抱える生活困窮者に対し、家計の状況を明らかにし、家計改善に向けた意欲を引き出した上で、必要な情報提供や専門的な助言等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活を再生させることを目的とする。

(効果)

生活困窮者に対して、生活保護に至る前の段階の自立に向け、支援に努めることができた。

○住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に要する経費 (03010118)

85,034,796 円 (374,051,373 円) 決算書 P154

[総務部 総務課 所管 388,393 円含む]

〈国・県：79,189,181 円 一財：5,845,615 円〉

* 特定財源積算根拠

・ 国補：子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 79,189,181 円

(目的)

この事業は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して臨時的な措置として住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給する。

(内容)

・ 消耗品費	8,700 円
・ 印刷製本費	98,560 円
・ 通信運搬費	234,904 円
・ 手数料	63,910 円
・ 給付金支給事務処理システム電算委託料	330,000 円
・ 事務従事者派遣委託料	485,014 円
・ 電算機器等使用料	579,700 円
・ 非課税世帯等に対する臨時特別給付金	77,000,000 円

(効果)

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活や暮らしに関し様々な困難を抱える住民税非課税世帯及び家計急変世帯の負担軽減を図ることができた。

○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給に要する経費 (03010119)

31,523,220 円 (1,923,732 円) 決算書 P154

〈国・県：140,000 円 一財：31,383,220 円〉

* 特定財源積算根拠

・ 国補：新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業事業費交付金

140,000 円

(目的)

この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響等による生活困窮者に向けて社会福祉協議会にて、「総合支援資金特例貸付制度」を行ってきたが、「総合支援資金特例貸付制度」の再貸付の終了などにより特例貸付が利用できない世帯に対し、支援金を支給することにより、就労での自立を図ることを目的とする。

(内容)

・ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給 2 世帯 (延べ 2 月分)	140,000 円
--	-----------

(効果)

就労での自立に向け、支援に努めることができた。

○電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に要する経費 (03010120)

204,975,729円 (新規事業) 決算書 P156

[総務部 総務課 所管 241,904円含む]

〈国・県：204,975,729円〉

*特定財源積算根拠

・国補：子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金 204,975,729円

(目的)

この事業は、令和4年9月20日の閣議において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給する。

(内容)

・消耗品費	20,908円
・印刷製本費	83,490円
・通信運搬費	986,963円
・手数料	313,720円
・給付金支給事務処理システム電算委託料	1,844,700円
・事務従事者派遣委託料	1,408,044円
・電算機器等使用料	176,000円
・電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	199,900,000円

(効果)

電力・ガス・食料品等の価格高騰により、生活や暮らしに関し様々な困難を抱える住民税非課税世帯及び家計急変世帯の負担軽減を図ることができた。

○生活保護事務に要する経費 (03030101) 5,963,977円 (7,172,110円) 決算書 P192

〈国・県：812,000円 一財：5,151,977円〉

*特定財源積算根拠

・国負：生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 297,000円
・国補：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 515,000円

(目的)

生活保護法に基づき、生活保護の実施機関として事務を行うにあたり、その体制を整え効率化を図ることにより、制度の適正実施が期待できる。

(内容)

・生活保護嘱託医報酬	240,000円
・消耗品、印刷製本費、通信運搬費	172,750円
・支払基金審査手数料	463,236円
・診療報酬明細書点検委託料	695,991円
・精神科医療要否意見書等審査委託料	168,000円
・レセプト管理システム使用料	871,200円
・生活保護システム使用料	3,352,800円

(効果)

生活保護嘱託医の意見聴取により、長期医療扶助患者等に対する適切な指導に努める事ができた。また、レセプト管理システムの導入により業務効率が向上し、レセプト点検実施により診療報酬の適正な支出ができた。

○生活保護扶助費に要する経費（03030201） 851,816,567円（855,610,393円） 決算書 P194

〈国・県：611,149,752円 その他：2,116,394円 一財：238,550,421円〉

＊特定財源積算根拠

・国負：生活保護費負担金	607,548,750円
・県負：生活保護費負担金（法73条関係）	3,601,002円
・諸収入：生活保護法第63条による返還金	1,902,394円
・諸収入：生活保護法第78条による返還金	214,000円

（目的）

要保護者に対し、一定の基準に従い必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともにその自立を期待する。

（内容）

・現状（令和5年3月31日現在）

保護世帯数 357世帯

保護人数 451人

・扶助別内訳

生活扶助費	231,969,038円
住宅扶助費	97,719,299円
教育扶助費	1,344,872円
介護扶助費	37,643,669円
生業扶助費	897,278円
葬祭扶助費	2,231,922円
医療扶助費	429,150,281円
施設事務費	2,354,980円
委託事務費	616,490円

（効果）

被保護者の早期自立に向け、日常生活・社会生活や就労支援に努めることができた。

○災害救助に要する経費（03040101） 20,000円（70,000円） 決算書 P194

〈一財：20,000円〉

（目的）

・市在住者の住宅が火災等の災害にあった場合、見舞金を支給し被災者の自立更生の援護を図る。

（内容）

・災害見舞金 2件×10,000円 20,000円

（効果）

被災者を慰め、自立を援助する。

[保健福祉部 こども課 所管]

○児童福祉事務に要する経費（03020101） 76,055,652円（45,739,650円） 決算書 P166

[総務部 総務課 所管 2,098,800円含む]

〈国・県：4,047,162円 その他：72,240円 一財：71,936,250円〉

＊特定財源積算根拠

・国負：母子生活支援施設措置費等負担金	298,900円
・国補：ひとり親家庭高等技能訓練促進費交付金	2,282,000円
・国補：児童虐待防止対策支援事業費補助金	855,000円

- ・県負：母子生活支援施設措置費等負担金 237,565 円
- ・県委：県事務処理特例交付金 373,697 円
- ・負担金：日本スポーツ振興センター保護者負担金
 - R3 途中入所児分 210 円×18 人＝3,780 円
 - R4 在籍児分 210 円×326 人＝68,460 円

(目的)

児童福祉法の理念に基づき、児童が心身共に健やかに生まれ育成されるよう、児童の健全育成を図る。

(内容)

・母子家庭等児童学資金

父子家庭、母子家庭または、両親のいない家庭の義務教育就学児を養育している保護者に対し、月額2,500円の学資金を支給する。

支給額 2,500 円×延べ4,877 人＝12,192,500 円

R5. 3. 31 現在受給者数 320 人

・交通遺児学資金

交通事故により父もしくは母、またはその双方を亡くした児童を養育する保護者に対し、月額5,000円の学資金を支給する。

支給額 5,000 円×延べ12 人＝60,000 円

R5. 3. 31 現在受給者数 1 人

・ひとり親家庭高等技能訓練促進費

ひとり親家庭の父または母が、就職に有利で生活の安定に役立つ資格を取得するために、養成機関で1年以上修学する場合に給付金を支給する。支給期間は、修業期間全期間とし上限4年。さらに、養成機関で1年以上のカリキュラムを修了し、資格の取得が見込まれる者に入学支援修了一時金を支給する。

支給額 課税世帯 110,500 円×1 人×12 月＝1,326,000 円

課税世帯 70,500 円×2 人×12 月＝1,692,000 円

修了一時金 課税世帯 25,000 円×1 人＝25,000 円

計 3,043,000 円

・家庭相談員が家庭児童福祉に関する相談指導業務を行い、虐待防止等に努めるなど家庭における児童福祉の向上を図る。

・助産施設入所措置費

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、病院で出産することが困難な妊産婦に対し、助産施設(指定された医療機関)での出産に要する費用の一部または全額を支給する。

支給額 477,330 円×1 人＝477,330 円

(効果)

広報紙及びホームページで母子家庭等児童学資金及び交通遺児学資金制度について周知し、ひとり親世帯の生活の安定と児童の健全育成に寄与することができた。

家庭相談員の設置により、要保護児童の早期対応による適切な保護と関係機関との適切な連携を図ることができた。

○子育て支援に要する経費 (03020102) 43,233,879 円 (46,813,106 円) 決算書 P168

[総務部 総務課 所管 264,000 円含む]

〈国・県：12,631,000 円 一財：30,602,879 円〉

* 特定財源積算根拠

・国補：利用者支援事業費補助金 1,465,000 円

- ・国補：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 10,800,000 円
- ・県補：利用者支援事業費補助金 366,000 円

(目的)

育児援助事業や、奨励金の支給及び子育ての相談窓口を設けることにより、子育て世代が余裕をもって子育てができるように支援する。

(内容)

- ・多子世帯給食費軽減事業費補助金 5,484,220 円
市内在住で、年少から中学校 3 年生までの子どもが 3 人以上いる世帯に対し、3 人目以降の 3 歳児から 5 歳児の給食費を補助する。(支給児童 151 人)
- ・さわやか子育て出産奨励金 22,700,000 円
住民基本台帳に 1 年以上登録され、2 児を養育しかつ 3 子以上を出産後、その児童を 1 年以上養育、監護しているものに支給する。(1 人につき 500,000 円)
支給額 第 3 子以上 第 1 次支給 200,000 円×37 人=7,400,000 円
第 2 次支給 100,000 円×61 人=6,100,000 円
第 3 次支給 200,000 円×46 人=9,200,000 円
出産後 1 年経過後に 20 万円、3 年経過後に 10 万円、5 年経過後に 20 万円を支給。
支給申請者数 第 3 子 115 人
第 4 子以上 29 人
- ・新生児応援給付金 12,050,000 円
新生児の家庭を応援するため、新生児 1 人につき 50,000 円を支給する。
支給額 50,000 円×241 人=12,050,000 円
- ・子育て支援員を窓口配置し、子ども及び子どもの保護者等に、教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報の提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等の支援業務を行う。

(効果)

多子世帯給食費軽減事業費補助金や新生児応援給付金等の支給事業により、子育て世帯の生活の安定と児童の健全な育成が図られた。

○民間保育所運営助成に要する経費 (03020201) 1,125,942,926 円 (1,104,989,329 円)

決算書 P170

(国・県：789,828,188 円 その他：21,430,310 円 一財：314,684,428 円)

*特定財源積算根拠

- ・国負：施設型給付費負担金 408,685,231 円
- ・国負：地域型保育給付費負担金 53,056,815 円
- ・国負：子育てのための施設等利用給付費負担金 357,875 円
- ・国補：地域子育て支援拠点事業費補助金 17,936,000 円
- ・国補：一時預かり事業費補助金 3,572,000 円
- ・国補：延長保育事業費補助金 1,968,000 円
- ・国補：病児保育事業費補助金 2,916,000 円
- ・国補：保育対策総合支援事業費補助金 570,000 円
- ・国補：保育士等処遇改善臨時特例交付金 15,504,360 円
- ・国補：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3,863,000 円
- ・県負：施設型給付費負担金 182,044,176 円
- ・県負：地域型保育給付費負担金 18,354,348 円
- ・県負：子育てのための施設等利用給付費負担金 178,938 円
- ・県補：施設型給付費補助金 14,865,465 円
- ・県補：多子世帯保育料軽減事業費補助金 11,091,880 円

・ 県補：民間保育所等乳児等保育事業費補助金	3,355,100円
・ 県補：延長保育事業費補助金	1,968,000円
・ 県補：病児保育事業費補助金	2,916,000円
・ 県補：地域子育て支援拠点事業費補助金	17,936,000円
・ 県補：一時預かり事業費補助金	3,572,000円
・ 県補：保育対策総合支援事業費補助金	25,117,000円
・ 負担金：さしま保育園委託保護者負担金	7,608,540円
・ 負担金：若草明德保育園委託保護者負担金	13,320,990円
・ 負担金：管外民間保育所委託保護者負担金	422,680円
・ 負担金：保育所委託保護者負担金過年度分	78,100円

(目的)

共働き家庭が増加し、家庭外保育を必要とする児童を保育所等に入所させることにより、親が安心して働く環境を作ることができる。また、多様化する保育需要に応えるため、様々な事業を行う保育所等に補助金を交付することにより、子育てしやすい環境の整備や地域住民との交流により、児童の健全育成を図ることができる。

(内容)

1. 保育所等運営委託 延べ入所人数 10,889人(公立除く)
 - 委託料(保育園) 243,934,630円
 - 扶助費(認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業) 719,450,908円

運営経費の一部を負担することにより、児童の健全育成及び保育所等の円滑な運営を図る。
2. 地域子育て支援センター事業委託料 53,806,000円
 - ・ 認定こども園あかつき保育園
 - ・ 認定こども園岩井保育園
 - ・ 認定こども園小山保育園
 - ・ 認定こども園サンキッズ
 - ・ 認定こども園すずのき
 - ・ さしま保育園
 - ・ 若草明德保育園

育児不安等への相談指導や子育てサークル等の育成・支援等により、地域における子育て支援を民間保育園等に委託する。
3. 病後児保育事業委託料 4,500,000円
 - ・ 医療法人清風会 病後児保育施設「七星」

病気やけがの回復期にあるため、保育所等での集団生活が困難な児童の保育を委託する。
4. 体調不良児保育事業委託料 4,492,000円
 - ・ 若草明德保育園

保育中に体調不良となり、保護者が迎えに来るまでの間緊急的な対応が必要な児童の保育を委託する。
5. 民間保育所障害児保育事業委託料 1,826,000円
 - ・ 認定こども園小山保育園
 - ・ 認定こども園サンキッズ
 - ・ さしま保育園

障害をもつ児童を保育する保育園に、重度障害児1人当たり月額74,000円、軽度障害児1人当たり35,000円で事業を委託する。
6. 民間保育所等乳児等保育事業費補助金 6,710,200円
 - ・ 認定こども園あかつき保育園
 - ・ 認定こども園岩井保育園
 - ・ 認定こども園小山保育園
 - ・ 認定こども園サンキッズ
 - ・ 認定こども園すずのき
 - ・ さしま保育園
 - ・ 若草明德保育園
 - ・ 夢遊児園
 - ・ 七星
 - ・ 安静保育園
 - ・ エンジェル保育園
 - ・ しらゆり幼稚園
 - ・ ひかり幼稚園
 - ・ 遊徳保育園
 - ・ 山ユリの丘小規模保育園

1歳児担当(非常勤)保育士を雇用する民間保育所等に助成を行い、乳児等に対する保育の質の向上を図る。

7. 延長保育事業費補助金 5,906,000 円
 ・認定こども園あかつき保育園 ・認定こども園岩井保育園 ・認定こども園小山保育園
 ・認定こども園サンキッズ ・さしま保育園 ・若草明德保育園
8. 一時預かり事業費補助金 10,716,000 円
 ・認定こども園あかつき保育園 ・認定こども園すずのき ・さしま保育園
 ・若草明德保育園
 保護者の勤務形態の都合や急病、私的理由、その他の都合に対応するため、一時的保育を行う保育園・幼稚園・認定こども園に対し、年間延べ利用児童数により、補助を行う。
9. 保育対策総合支援事業費補助金 22,059,000 円
 ・認定こども園あかつき保育園 ・認定こども園岩井保育園 ・認定こども園小山保育園
 ・認定こども園サンキッズ ・認定こども園すずのき ・さしま保育園
 ・若草明德保育園
 短時間勤務の保育士資格を有しない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者を雇い上げ、保育士の業務負担を軽減し、その離職防止を図る。
10. 保育対策総合支援事業費補助金（感染症対策のための改修整備等事業） 5,287,000 円
 ・認定こども園あかつき保育園 ・認定こども園岩井保育園 ・認定こども園すずのき
 ・さしま保育園 ・七星 ・バンビ
 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として必要な改修や設備の整備に係る費用の補助を行う。
11. 保育対策総合支援事業費補助金（保育環境向上等事業） 4,116,000 円
 ・認定こども園岩井保育園 ・認定こども園すずのき ・さしま保育園
 ・バンビ
 保育環境の向上等を図るため、老朽化した設備の購入や改修等に係る費用の補助を行う。
12. 保育対策総合支援事業費補助金（保育所等における ICT 化推進等事業） 595,000 円
 ICT 化を推進し子どもを安心して育てることができる環境整備に係る費用の補助を行う。
13. 保育対策総合支援事業費補助金（安全対策事業） 175,000 円
 ・認定こども園あかつき保育園
 送迎用バスへの置き去り防止のためのブザーの設置等に必要な経費の補助を行う。
14. 多子世帯保育料軽減事業費補助金 21,923,265 円
 ・100 世帯
 子どもを 2 人以上持つ世帯の 3 歳未満の児童が保育所等に入所した場合、保育料の補助を行う。
15. 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金 15,504,360 円
 新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育士の処遇改善を図る。
16. 民間保育所等物価高騰対応支援事業補助金 3,863,000 円
 食材料費や光熱費などの物価高騰により影響を受けている民間保育事業者等に支援を行う。
17. 預かり保育施設等利用給付費 719,700 円
 預かり保育料を助成し、子育て世代の経済的負担の軽減を図る。
18. 認可外保育事業所施設等利用給付費 111,000 円
 認可外保育の利用料を助成し、子育て世代の経済的負担の軽減を図る。
19. 一時預かり施設等利用給付費 18,200 円
 一時預かり保育の利用料を助成し、子育て世代の経済的負担の軽減を図る。

◎R5. 3.1 現在 保育所等入所人数 1,280 人（公立 342 人 民間 938 人）

（効果）

各民間保育園等が実施する事業に対し、委託・補助を行うことにより、多様化する保育需要

に応じたサービスを提供することができ、子育てしやすい環境を整備し、仕事と子育ての両立支援を図ることができた。

○児童手当支給に要する経費（03020202） 730,139,600円（764,391,599円） 決算書 P174

〈国・県：613,497,665円 一財：116,641,935円〉

*特定財源積算根拠

児童手当

・国負：0歳～3歳未満（被用者）	102,881,352円×37/45	≒ 84,591,334円
・国負：0歳～3歳未満（非被用者）	29,115,000円×4/6	= 19,410,000円
・国負：3歳以上～小学校修了前（被用者）		
第1子・第2子	260,200,000円×4/6	≒173,466,667円
第3子	69,090,000円×4/6	= 46,060,000円
・国負：3歳以上～小学校修了前（非被用者）		
第1子・第2子	74,300,000円×4/6	≒ 49,533,333円
第3子	27,660,000円×4/6	= 18,440,000円
・国負：中学生（被用者）	114,290,000円×4/6	≒ 76,193,333円
・国負：中学生（非被用者）	41,400,000円×4/6	= 27,600,000円
・国負：特例給付	7,255,000円×4/6	≒ 4,836,666円
・県負：0歳～3歳未満（被用者）	106,665,000円×4/45	≒ 9,481,333円
・県負：0歳～3歳未満（非被用者）	29,115,000円×1/6	= 4,852,500円
・県負：3歳以上～小学校修了前（被用者）		
第1子・第2子	260,200,000円×1/6	≒ 43,366,667円
第3子	69,090,000円×1/6	= 11,515,000円
・県負：3歳以上～小学校修了前（非被用者）		
第1子・第2子	74,300,000円×1/6	≒ 12,383,333円
第3子	27,660,000円×1/6	= 4,610,000円
・県負：中学生（被用者）	114,290,000円×1/6	≒ 19,048,333円
・県負：中学生（非被用者）	41,400,000円×1/6	= 6,900,000円
・県負：特例給付	7,255,000円×1/6	≒ 1,209,166円

(目的)

家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図ることを目的に支給する。

(内容)

1. 支給対象

0歳から中学校修了前まで

2. 支給額

3歳未満	月額	15,000円
3歳以上小学校修了前	月額	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	月額	10,000円
特例給付	一律	5,000円

3. 支給時期

・6月、10月、2月に前月分までを支給

4. 支給状況

(単位：人、円)

被用者・非被用者別	支給延べ児童数	支給額
被用者	7,111	106,665,000
非被用者	1,941	29,115,000

被用者小学校修了前 第1子・第2子	26,020	260,200,000
被用者小学校修了前 第3子	4,606	69,090,000
非被用者小学校修了前 第1子・第2子	7,430	74,300,000
非被用者小学校修了前 第3子	1,844	27,660,000
被用者中学校修了前	11,429	114,290,000
非被用者中学校修了前	4,140	41,400,000
特例給付	1,451	7,255,000
計	65,972	729,975,000

R5.3.31 現在 受給者数 3,275 人

(効果)

手当を支給することにより、児童を養育する家庭の生活の安定と児童の健全育成に寄与することができた。

○児童扶養手当支給に要する経費 (03020203) 186,590,695 円 (204,147,007 円) 決算書 P174

〈国・県：61,603,466 円 一財：124,987,229 円〉

* 特定財源積算根拠

・ 国負：児童扶養手当負担金

61,603,466 円

(目的)

父母の離婚などにより父又は母と生計を共にしていない児童の父母、あるいは父母に代わってその児童を養育している人に手当を支給することにより、母子家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の健全な育成の向上を図る。

(内容)

1. 児童扶養手当

・ 支給対象

父又は母と生計を共にしない 18 歳未満の児童の父母、又は養育している人で、所得制限限度内の人

全部支給

- ・ 対象児童 1 人 月額 43,070 円
- ・ 対象児童 2 人 月額 53,240 円
- ・ 対象児童 3 人 月額 59,340 円
- ・ 4 人目以降は、月額 6,110 円ずつ加算

一部支給

- ・ 1 人目は所得に応じて 月額 43,060 円から 10,160 円
- ・ 2 人目は所得に応じて加算額が月額 10,160 円から 5,090 円
- ・ 3 人目は所得に応じて加算額が月額 6,090 円から 3,050 円

R5.3.31 現在受給者数 356 人 支給額計 186,492,370 円

・ 支給時期

5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月に前月分までを支給

(効果)

市広報紙やホームページで児童扶養手当の内容を周知するとともに、児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の健全育成に寄与することができた。

○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金支給に要する経費 (03020205)

63,995,872 円 (新規事業) 決算書 P176

[総務部 総務課 所管 455,745 円含む]

〈国・県：63,995,872 円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国補：低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業事業費補助金
63,200,000円
- ・国補：低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業事務費補助金
795,872円

(目的)

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

(内容)

- ・支給額 対象児童1人につき5万円
- ・支給実績
ひとり親世帯分 593人×5万円=29,650,000円
 - ①令和4年4月の児童扶養手当受給者 545人
 - ②公的年金等受給により令和4年4月の児童扶養手当が全部停止となる対象者 12人
 - ③令和4年4月以降の家計急変者 36人ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分 671人×5万円=33,550,000円
 - ①令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当受給者で令和4年度分の住民税非課税者 510人
 - ②上記①のほか、対象児童の養育者で、令和4年度分の住民税非課税者又は家計急変者 161人

(効果)

食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯の生活の安定を支援し、児童の健全育成に寄与することができた。

○低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金支給に要する経費(03020206)

62,613,956円(新規事業) 決算書P176

〈国・県：62,613,956円〉

＊特定財源積算根拠

- ・県補：低所得の子育て世帯に対する生活応援特別給付金事業費補助金 62,613,956円

(目的)

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、茨城県の事業として子育て世帯生活応援特別給付金を支給する。

(内容)

- ・支給額 対象児童1人につき5万円
- ・支給実績
ひとり親世帯分 598人×5万円=29,900,000円
 - ①令和4年9月の児童扶養手当受給者 554人
 - ②公的年金等受給により令和4年9月の児童扶養手当が全部停止となる対象者 8人
 - ③令和2年2月以降の家計急変者 36人ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分 648人×5万円=32,400,000円
 - ①令和4年9月分の児童手当又は特別児童扶養手当受給者で令和4年度分の住民税非課税者 561人
 - ②上記①のほか、対象児童の養育者で、令和4年度分の住民税非課税者又は家計急変者 87人

(効果)

食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯の生活の安定を支援し、児童の健全育成に寄与することができた。

○児童遊園地管理に要する経費 (03020301) 1,875,500円 (590,700円) 決算書 P178

〈一財：1,875,500円〉

(目的)

各地区児童遊園地を安全・安心に使用できるように、遊具の点検を行うことにより、児童が安心して使用でき、健全育成が図られる。

(内容)

- ・遊具点検業務委託 児童遊園地 22 か所 579,700円
- ・各地区児童遊園地遊具撤去工事 児童遊園地 8 か所 18 基 1,287,000円
- ・砂場の砂

(効果)

児童遊園地の遊具点検の実施及び危険遊具の撤去により、児童が楽しく安全に遊ぶことができる環境づくりに寄与した。

○児童センター運営に要する経費 (03020401) 8,243,068円 (8,554,777円) 決算書 P178

〈一財：8,243,068円〉

(目的)

幼児や児童あるいは親子が安全でよりよい環境の中で過ごすために、適切な遊びの場を提供できるよう、児童センターの適切な維持管理を図る。

(内容)

- ・児童センターの管理業務委託
- ・施設の管理と遊び場の提供

(効果)

安心して利用できる施設として、市内はもとより近隣市町からも保育園児や幼稚園児がバスを利用しながら遠足として児童センターを活用し、楽しく遊べる場を提供することができた。

○放課後児童対策に要する経費 (03020501) 206,127,580円 (141,706,514円) 決算書 P180

[総務部 総務課 所管 514,800円含む]

〈国・県：110,546,800円 その他：48,041,325円 一財：47,539,455円〉

*特定財源積算根拠

- | | |
|-------------------------|-------------|
| ・国補：放課後児童健全育成事業費補助金 | 30,168,000円 |
| ・国補：保育士等処遇改善臨時特例交付金 | 778,800円 |
| ・国補：放課後児童支援員等処遇改善事業費補助金 | 246,000円 |
| ・国補：子ども・子育て支援整備交付金 | 44,492,000円 |
| ・県補：放課後児童健全育成事業費補助金 | 30,168,000円 |
| ・県補：放課後児童支援員等処遇改善事業費補助金 | 246,000円 |
| ・県補：子ども・子育て支援整備交付金 | 4,448,000円 |
| ・負担金：放課後児童クラブ保護者負担金 | 47,932,325円 |
| ・負担金：放課後児童クラブ保護者負担金過年度分 | 109,000円 |

(目的)

労働等により昼間保護者が不在の小学校1年生から概ね6年生の児童に、放課後児童クラブを開設し、適切な遊びの場及び生活の場を提供し、児童の放課後における安全の確保及び健全育成を図る。

(内容)

各小学校単位に放課後児童クラブを開設し、小学校1年生から概ね6年生の児童を保育する。

- ・市直営 7ヶ所 支援員 41名
- ・民間委託 5ヶ所 支援員 30名

児童クラブ入所人数 (令和5年3月31日現在) (単位：人)

ク ラ ブ 名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
あひるクラブ1・2・3 (岩井第一小)	26	36	17	13	4	0	96
ニコニコクラブ1・2・3・4 (岩井第二小)	34	26	23	14	3	0	100
元気クラブ (弓馬田小)	10	8	6	3	5	0	32
ちびっ子クラブ1・2 (神大実小)	14	15	9	12	3	0	53
ひまわりクラブ (七郷小)	22	12	12	9	0	0	55
なかよしクラブ (七重小)	12	8	8	3	0	0	31
なつめっ子クラブ (飯島小)	6	3	8	7	1	0	25
放課後児童クラブ「ひまわり」 1・2 (中川小)	17	15	16	21	6	11	86
放課後児童クラブ「青空」 1・2 (長須小)	19	12	16	4	0	1	52
さしま保育園児童クラブ 1・2・3 (生子菅小)	12	27	16	19	14	5	93
若草児童クラブ1・2・3 (逆井山小)	22	21	18	16	5	2	84
明德児童クラブ1・2・3 (沓掛小・内野山小)	29	17	31	7	10	0	94
計	223	200	180	128	51	19	801

放課後児童支援員等処遇改善事業補助金 740,300円

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く放課後児童支援員等の処遇改善を図る。

放課後児童クラブ七郷館整備工事 64,636,000円

利用希望者が増加傾向にある中、旧七郷幼稚園及び旧七郷分館の跡地に専用施設を整備し、待機児童の解消と保育環境の改善を図る。

(効果)

保護者が安心して働けるよう、留守家庭児童の放課後における安全の確保及び健全育成が図られた。

(課題)

少子化ながら共働き家庭や母子父子家庭の増加により、入所希望者が増加しており、引き続き受け入れ体制の拡充を検討する必要がある。

○認定こども園ふたば運営に要する経費 (03020602) 81,103,504円 (81,769,046円)

決算書 P184

〈国・県：2,629,225円 その他：19,267,950円 一財：59,206,329円〉

*特定財源積算根拠

- ・国負：子育てのための施設等利用給付費負担金 80,150円
- ・国補：一時預かり事業費補助金 880,000円

・国補：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	749,000 円
・県負：子育てのための施設等利用給付費負担金	40,075 円
・県補：一時預かり事業費補助金	880,000 円
・使用料：認定こども園ふたば保育料	12,279,390 円
・負担金：延長保育保護者負担金	99,600 円
・負担金：預かり保育保護者負担金	76,550 円
・負担金：通園バス保護者負担金	189,000 円
・諸収入：管外保育受託収入	1,247,450 円
・諸収入：認定こども園給食費等保護者納付金	5,375,960 円

(目的)

小学校就学前の乳幼児に対し、認定こども園要領に基づく一貫した保育及び教育を実施し、併せて延長保育、預かり保育、障がい児保育などの子育て支援を図る。

(内容)

幼保連携型認定こども園として 0 歳児から就学前の児童に対して一貫した教育保育の提供を行い、園児が安全で健康に過ごせる環境づくりに努めるとともに、保育教諭の意識改革に努めながら、園児個々の発達に合わせた教育保育を実施する。

(R5. 3. 1 入園人数 165 人)

(効果)

新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、園行事を工夫して実施した。幼稚園・保育所の両方の機能をもつ幼保連携型認定こども園として、保護者の就労形態にかかわらず幼児に一貫した教育保育を行うことができた。

○一時預かり事業（ふたば）に要する経費（03020603） 39,364 円（16,976 円） 決算書 P188

〈国・県：26,000 円 その他：6,000 円 一財：7,364 円〉

*** 特定財源積算根拠**

・国補：一時預かり事業費補助金	13,000 円
・県補：一時預かり事業費補助金	13,000 円
・負担金：一時預かり保護者負担金	6,000 円

(目的)

常日頃、保育所を利用していない家庭において、突発的な事情や社会参加、保護者の育児疲れなど、家庭での保育が困難な場合に一時的に児童を預かり需要に応じた保育サービスを提供する。

(内容)

利用人数 2 人（0 歳児 2 人、1 歳児 0 人、2 歳児 0 人）

(効果)

一時預かり保育を開設することで、準備を進めていたが令和 4 年度については新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として一時預かり保育を自粛した。

○地域子育て支援センター（ふたば）に要する経費（03020604） 152,122 円（186,070 円）

決算書 P188

〈国・県：100,000 円 一財：52,122 円〉

*** 特定財源積算根拠**

・国補：地域子育て支援拠点事業費補助金	50,000 円
・県補：地域子育て支援拠点事業費補助金	50,000 円

(目的)

子育て親子の交流の場の提供、子育て相談・援助・情報の提供を実施し、月ごと季節ごとに

事業を計画して、園児との交流及び地域住民とのふれ合いの場として支援する。

(内容)

利用人数 延べ 202 人 (延べ 127 組)

(効果)

新型コロナウイルス感染症対策のため、電話相談や遊具等の消毒作業を行い、人数を限定して受け入れを行うことができた。

○認定こども園ひまわり運営に要する経費 (03020605) 72,941,387 円 (74,790,575 円)

決算書 P188

〈国・県：3,145,062 円 その他：19,866,450 円 一財：49,929,875 円〉

*特定財源積算根拠

・国負：子育てのための施設等利用給付費負担金	369,375 円
・国補：一時預かり事業費補助金	887,000 円
・国補：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	817,000 円
・県負：子育てのための施設等利用給付費負担金	184,687 円
・県補：一時預かり事業費補助金	887,000 円
・使用料：認定こども園ひまわり保育料	12,610,100 円
・使用料：認定こども園保育料過年度分	117,600 円
・負担金：延長保育保護者負担金	227,800 円
・負担金：預かり保育保護者負担金	77,000 円
・負担金：通園バス保護者負担金	128,000 円
・諸収入：管外保育受託収入	817,470 円
・諸収入：認定こども園給食費等保護者納付金	5,888,480 円

(目的)

小学校就学前の乳幼児に対し、認定こども園要領に基づく一貫した保育及び教育を実施し、併せて延長保育、預かり保育、障がい児保育などの子育て支援を図る。

(内容)

幼保連携型認定こども園として 0 歳児から就学前の児童に対して一貫した教育保育の提供を行い、園児が安全で健康に過ごせる環境づくりに努めるとともに、園児個々の発達に合わせた教育保育を実施した。

(R5.3.1 入園人数 176 人)

(効果)

新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、園行事を工夫して実施した。幼稚園・保育所の両方の機能をもつ幼保連携型認定こども園として、保護者の就労形態にかかわらず幼児に一貫した教育保育を行うことができた。

○一時預かり事業 (ひまわり) に要する経費 (03020606) 20,700 円 (20,700 円) 決算書 P192

〈国・県：12,000 円 一財：8,700 円〉

*特定財源積算根拠

・国補：一時預かり事業費補助金	6,000 円
・県補：一時預かり事業費補助金	6,000 円

(目的)

平日頃、保育所を利用していない家庭において、突発的な事情や社会参加、保護者の育児疲れなど、家庭での保育が困難な場合に一時的に児童を預かり需要に応じた保育サービスを提供する。

(内容)

利用人数 0人

(効果)

一時預かり保育を開設することで、準備を進めていたが令和4年度については新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として一時預かり保育を自粛した。

○地域子育て支援センター（ひまわり）に要する経費（03020607） 187,801円（146,736円）

決算書 P192

〈国・県：124,000円 一財：63,801円〉

*特定財源積算根拠

- ・国補：地域子育て支援拠点事業費補助金 62,000円
- ・県補：地域子育て支援拠点事業費補助金 62,000円

(目的)

子育て親子の交流の場の提供、子育て相談・援助・情報の提供を実施し、月ごと季節ごとに事業を計画して、園児との交流及び地域住民とのふれ合いの場として支援する。

(内容)

利用人数 延べ294人（延べ145組）

(効果)

新型コロナウイルス感染症対策のため、電話相談や遊具等の消毒作業を行い、人数を限定して受け入れを行うことができた。

○通園通学バス運行業務に要する経費（10010204） 18,248,624円（22,728,928円）

決算書 P294

[教育委員会 学校教育課 所管 11,538,624円含む]

〈その他：1,401,000円 一財：16,847,624円〉

*特定財源積算根拠

- ・負担金：通園バス保護者負担金 137,000円
- ・負担金：通学バス保護者負担金 1,264,000円

(目的)

遠距離通園児の通園を支援する。

(内容)

- ・通園バス運行業務委託料 6,710,000円

(効果)

通園バスを運行することにより、保護者の負担軽減を図れた。

○幼稚園管理運営に要する経費（10040102） 75,375,499円（84,253,149円） 決算書 P318

[教育委員会 学校教育課 所管 130,130円含む]

〈国・県：48,599,927円 その他：471,150円 一財：26,304,422円〉

*特定財源積算根拠

- ・国負：施設型給付費負担金 24,839,735円
- ・国負：子育てのための施設等利用給付費負担金 113,600円
- ・国負：子育てのための施設等利用給付費負担金 552,550円
- ・国補：保育士等処遇改善臨時特例交付金 997,200円
- ・国補：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 623,000円
- ・県負：施設型給付費負担金 12,419,867円
- ・県負：子育てのための施設等利用給付費負担金 56,800円

・県負：子育てのための施設等利用給付費負担金	276,275 円
・県補：施設型給付費補助金	8,720,900 円
・負担金：預かり保育保護者負担金	31,600 円
・負担金：日本スポーツ振興センター保護者負担金	3,780 円
・諸収入：幼稚園給食費保護者納付金	435,770 円

(目的)

家庭との連携を図りながら幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法に規定する幼稚園教育の目標を達成するための教育活動の支援に努める。

(内容)

- ・幼稚園 定員 75 名
- ・教育内容の充実
- ・預かり保育事業
- ・支援を必要とする幼児の教育

幼稚園運営 延べ入所人数 1,585 人 (公立除く)

1. 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金 997,200 円
新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、幼稚園教諭の処遇改善を図る。
2. 民間幼稚園物価高騰対応支援事業補助金 532,000 円
食材料費や光熱費などの物価高騰により影響を受けている民間保育事業者等に支援を行う。
3. 扶助費 (幼稚園) 68,226,374 円
運営経費の一部を負担することにより、児童の健全育成及び幼稚園の円滑な運営を図る。

◎R5.3.1 幼稚園入園人数 158 人 (公立 19 人 私立 139 人)

(効果)

新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、教育活動を実施することができた。

[保健福祉部 介護福祉課 所管]

○高齢福祉事務に要する経費 (03010301) 141,307,412 円 (45,533,373 円) 決算書 P158

[企画部 企画課 所管 14,202,000 円含む]

〈国・県：97,133,670 円 その他：372 円 一財：44,173,370 円〉

*特定財源積算根拠

・国補：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	11,498,000 円
・県負：墓地埋葬法第 9 条に基づく負担金	618,670 円
・県補：地域医療介護総合確保基金事業補助金	84,000,000 円
・県補：老人クラブ活動等事業費補助金	1,017,000 円
(内訳) 老人クラブ事業費	816,000 円
市町村老人クラブ連合会活動促進助成	201,000 円
・諸収入：身寄りのない高齢者遺留金	372 円

(目的)

高齢者が健康で生きがいを持って生活できるよう、各種事業を実施し、福祉サービスを提供する。

高齢者の豊富な経験・知識能力等を地域社会に役立ててもらうことにより、明るく健康的な地域社会づくりを推進する。

(内容)

- ・福祉バス運行業務委託料 4,332,350 円
運行回数41回 利用者数889人

・高齢者歩行補助車購入補助金（補助対象者数28人）	165,400円
・通話録音装置等購入補助金（補助対象者数1人）	4,000円
・市シニアクラブ連合会補助金	904,840円
・市単位シニアクラブ活動補助金(71クラブ)	2,715,898円
・高齢者労働能力活用事業費補助金(シルバー人材センター)	10,000,000円
・地域医療介護総合確保基金事業補助金	84,000,000円
・介護サービス事業者物価高騰対応支援事業補助金	11,498,600円
・ひとり暮らし高齢者「愛の定期便」事業（対象者391人）	4,973,904円
・ねたきり高齢者等介護慰労金支給事業	3,420,000円
介護慰労金（20,000円） 171人	
・ひとり暮らし高齢者等公共交通利用料金助成事業	3,333,300円
交付者417人 利用実績33,333枚	

(効果)

地域社会の中で、高齢者が元気で生きがいをもって安定した生活が送れるように、各種福祉サービスを実施することにより高齢福祉の充実を図ることができた。

○老人ホーム入所措置に要する経費（03010302） 20,457,387円（16,120,122円） 決算書 P160

〈その他：3,142,070円 一財：17,315,317円〉

＊特定財源積算根拠

・負担金：老人ホーム入所措置費扶養者負担金	3,142,070円
-----------------------	------------

(目的)

生活環境や経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者を施設に入所措置を行うことにより、その心身の健康と生活の安定を図る。

(内容)

・養護老人ホーム措置費（老人ホーム入所者9人、ショートステイ1人）	20,457,387円
-----------------------------------	-------------

(効果)

経済的、環境的に困難な高齢者を養護老人ホームに措置することにより、当該高齢者の生活の安定と、高齢者福祉の向上が図れた。

○敬老事業に要する経費（03010303） 23,297,276円（21,096,340円） 決算書 P160

[総務部 総務課 所管 58,905円含む]

〈一財：23,297,276円〉

(目的)

長年にわたり地域・社会の発展に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿をたたえる記念品や祝金を支給することにより、長寿を祝福するとともに、市民に高齢者の福祉について関心と理解を深めることができる。

(内容)

・長寿祝報償金（100歳到達者11名・101歳以上長寿者28名）	483,492円
・敬老会	8,693,784円
(内訳) 敬老報償費（記念品等）	7,280,113円
旅費（記念品配布）	69,200円
需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）	1,106,901円
委託料（式典及び演芸音響委託料）	132,000円
その他（筆耕翻訳料等）	105,570円

・敬老祝金

14,120,000 円

対象者	金額 (円)	人数 (人)	計 (円)
77 歳	10,000	469	4,690,000
88 歳	30,000	251	7,530,000
99 歳	50,000	38	1,900,000
合計		758	14,120,000

(効果)

市民の敬老意識を高めることができた。

○介護予防生活支援に要する経費 (03010304) 642,000 円 (672,000 円) 決算書 P162

〈一財：642,000 円〉

(目的)

長年住み慣れた地域社会の中で引き続き生活ができるよう、ひとり暮らしの高齢者やねたきりの高齢者等に対して、各種サービスを提供することにより、高齢者の不安を軽減し、心身の安定を図ることができる。また、要介護者をかかえる家族の経済的な負担や精神的な負担も軽減することができる。

(内容)

・ねたきり高齢者等理髪サービス助成事業 (交付者 164人 利用実績 321枚) 642,000円

(効果)

ねたきり高齢者や認知症高齢者及び介護家族に対する各種サービスにより、当該家族の経済的、精神的負担の軽減を図ることができた。

○介護保険事業に要する経費 (03010305) 652,279,582 円 (659,580,308 円) 決算書 P162

〈国・県：36,813,000 円 一財：615,466,582 円〉

* 特定財源積算根拠

・国負：介護保険低所得者保険料軽減負担金	23,332,100 円
・国負：介護保険低所得者保険料軽減負担金過年度精算金	1,209,900 円
・県負：介護保険低所得者保険料軽減負担金	11,666,050 円
・県負：介護保険低所得者保険料軽減負担金過年度精算金	604,950 円

(目的)

低所得者が介護保険のサービスを利用しやすいよう自己負担額の一部を助成する。また、介護保険事業を実施するために必要な経費を特別会計に繰出す。

(内容)

・介護サービス利用者負担助成事業費 (該当者延 3,094 人)	4,869,582 円
・介護保険特別会計繰出金	645,587,000 円
・介護事業特別会計繰出金	1,823,000 円

(効果)

低所得者の負担軽減が図られた。また、安定して介護保険事業を実施できた。

○緊急通報システム設置に要する経費 (03010306) 2,167,410 円 (1,374,850 円) 決算書 P162

〈一財：2,167,410 円〉

(目的)

ひとり暮らし等の高齢者が急病・事故など緊急時に消防署へ瞬時に通報できるシステムを設置することにより、安心して在宅で生活することができる。

(内容)

- ・緊急通報システム管理委託料 (40台) 484,000円
- ・緊急通報事業費負担金 (茨城西南地方広域市町村圏事務組合負担金) 247,000円
- ・緊急通報システム設置費 (15台) 1,436,410円

(効果)

ひとり暮らし高齢者が安心して日常生活を送ることができた。

○岩井福祉センター運営に要する経費 (03010601) 23,051,000円 (30,156,678円)

決算書 P164

〈その他：20,000円 一財：23,031,000円〉

*特定財源積算根拠

- ・使用料：行政財産使用料 20,000円

(目的)

地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、情報提供等の福祉サービス等を総合的に提供し、地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図る。

(内容)

岩井福祉センター施設等の維持管理、利用許可及び利用料金に関する業務を行う。

- ・委託料：施設運営管理委託料 23,051,000円

(効果)

地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることができた。

○猿島福祉センター運営に要する経費 (03010602) 39,688,000円 (32,023,481円)

決算書 P164

〈国・県：6,963,000円 一財：32,725,000円〉

*特定財源積算根拠

- ・国補：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 6,963,000円

(目的)

地域における福祉活動の拠点として、地域住民の福祉ニーズに応じた各種相談、情報提供等の福祉サービス等を総合的に提供し、地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図る。

(内容)

猿島福祉センター施設等の維持管理、利用許可及び利用料金に関する業務を行う。

- ・委託料：施設運営管理委託料 32,725,000円
- ・工事請負費：空調設備改修工事費 6,963,000円

(効果)

地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図ることができた。

[保健福祉部 健康づくり推進課 所管]

○休日医療対策に要する経費 (04010105) 23,176,000円 (23,348,000円) 決算書 P198

〈一財：23,176,000円〉

(目的)

第一次救急医療体制の在宅当番医制による救急患者の診療体制と第二次救急医療体制として、休日及び夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療の確保を図る。

(内容)

- ・在宅当番医制運営事業：祝祭日、年末年始等における市民の急病患者の医療を確保するため市内13医療機関の協力を得て実施した。(受診者数649人)

- ・病院群輪番制運営事業：坂東市、古河市、下妻市、常総市、八千代町、五霞町、境町の4市3町が共同で西南広域内8病院の協力により第二次救急医療業務を実施した。
- ・小児医療輪番制運営事業：坂東市、古河市、下妻市、常総市、八千代町、五霞町、境町の4市3町が共同で茨城西南医療センター病院・友愛記念病院・古河赤十字病院・古河総合病院の協力により実施した。(受診者数340人)

(効果)

救急患者及び重症救急患者の必要とする医療機関の安定化を図り、休日又は夜間における第二次救急医療体制を整えることにより安全・安心な市民生活を確保することができた。

○予防接種に要する経費 (04010201) 109,070,932円 (100,022,639円) 決算書 P198

〈国・県：2,546,000円 一財：106,524,932円〉

*特定財源積算根拠

- ・国補：特定感染症検査等事業費補助金 2,546,000円

(目的)

感染症の発生やまん延を防止するため、各医療機関の協力を得て予防接種を行い、公衆衛生の向上を図る。

(内容)

【A類疾病】	ロタウイルス	接種件数	548件
	ヒブ	接種件数	1,041件
	小児用肺炎球菌	接種件数	1,060件
	四種混合	接種件数	1,032件
	二種混合	接種件数	305件
	B C G	接種件数	267件
	麻しん風しん混合	接種件数	574件
	日本脳炎	接種件数	1,586件
	子宮頸がん	接種件数	576件
	水痘	接種件数	431件
【B類疾病】	B型肝炎	接種件数	775件
	高齢者インフルエンザ	接種件数	8,165件
【成人男性】	高齢者肺炎球菌	接種件数	334件
	抗体検査	受検件数	423件
【任意接種】	麻しん風しん混合	接種件数	115件
	小児インフルエンザ	接種件数	1,706件
	おたふくかぜ	接種件数	153件
	成人麻しん風しん混合	接種件数	4件
	骨髄移植等の医療行為に係る接種	接種件数	0件

(効果)

個別接種通知を行い、接種率向上に努めたことにより、感染症発生予防につながった。

高齢者を対象にインフルエンザ及び肺炎球菌予防接種の助成を行ったことにより、インフルエンザのまん延、または肺炎による重症化を防ぐことができた。

○健康増進事業に要する経費 (04010202) 64,652,326円 (67,261,185円) 決算書 P202

〈国・県：3,056,716円 その他：10,500円 一財：61,585,110円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国補：新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金 757,000 円
- ・県補：健康増進事業費補助金 2,229,000 円
- ・県委：肝炎治療費助成事業委託金 70,716 円
- ・諸収入：各種検診個人負担金 21 人×500 円=10,500 円

(目的)

成人を対象に各種健診（検診）、健康教育、健康相談、訪問指導を通し、市民の健康意識を高め、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう支援する。

(内容)

- ・胃がん検診 15 日 1,306 人
- ・大腸がん検診・結核検診・前立腺がん検診・肝炎検査・肺がん検診・喀痰検査・特定健診に準ずる健診 39 日 大腸 4,578 人、結核 5,291 人、肺がん 5,035 人、喀痰 40 人、前立腺 1,831 人、肝炎 299 人、特定健診に準ずる健診 281 人
- ・歯周疾患検診 新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業中止
- ・乳がん検診 集団検診
 - マンモグラフィ 25 日 1,056 人
 - 超音波 25 日 1,214 人
 - 医療機関検診 638 人
- ・子宮がん検診 集団検診 25 日 1,786 人
 - 医療機関検診 頸がん 608 人
 - 頸部+体がん 13 人
- ・骨粗鬆症検診 2 日 454 人
- ・健康相談（健診結果、病態別） 112 回 1,123 人
- ・健康教育（健康づくりパンフレット配布） 67 回 7,523 人
- ・特定保健指導 322 人
- ・特定保健指導継続支援
 - 運動教室 運動指導士による講話と実践 8 日 91 人
 - 栄養教室 栄養士による講話 6 日 48 人
- ・がん検診推進事業
 - 特定の年齢に達した方に対して、無料クーポン券を送付し受診の促進を図った。
 - 子宮頸がん検診 9 人（再掲）
 - 乳がん検診 67 人（再掲）
- ・茨城県肝炎治療費助成事業の申請受付 29 人

(効果)

新型コロナウイルス感染症対策を行いながら各健診（検診）を実施し、疾病の早期発見、早期治療につながった。また、健康教育、健康相談、訪問指導を実施することで、市民の健康管理、健康づくりへの意識が高まり、生活習慣病予防へつながった。

○母子保健事業に要する経費（04010203） 36,628,874 円（44,134,477 円） 決算書 P204

[保健福祉部 こども課 所管 74,000 円含む]

〈国・県：4,158,995 円 その他：346,140 円 一財：32,123,739 円〉

＊特定財源積算根拠

- ・国負：未熟児養育医療費負担金 330,734 円
- ・国補：乳児家庭全戸訪問事業費補助金 532,000 円
- ・国補：養育支援訪問事業費補助金 71,000 円
- ・国補：産婦健康診査事業補助金 1,440,000 円

・国補：妊娠・出産包括支援事業補助金	540,000円
・国補：多胎妊婦の妊婦健康診査支援事業補助金	37,000円
・国補：母子保健対策強化事業補助金	143,000円
・県負：未熟児養育医療費負担金	301,261円
・県補：乳児家庭全戸訪問事業費補助金	496,000円
・県補：養育支援訪問事業費補助金	59,000円
・県補：フッ化物洗口推進事業費補助金	209,000円
・負担金：未熟児養育医療費負担金	163,340円
・諸収入：各種検診個人負担金	182,800円

(目的)

妊産婦・乳幼児を対象に各乳幼児健診・相談・教室・訪問・子育て世代包括支援センター事業等を実施し、子どもの健やかな心身の成長発達を促すとともに、養育者の育児不安の軽減、ひいては虐待の予防を図る。

(内容)

- ・母子健康手帳交付 230 件
- ・委託医療機関での健康診査、検査の実施
妊婦健康診査(14回)：2,724人 産婦健康診査(2回)：431人 乳児健康診査(2回)：409人 新生児聴覚検査(1～2回)：221人
- ・乳幼児健診・育児相談等の個別対応実施 (受診者/回数/受診率)
3か月児健診：269人/12回/99.3% 1歳6か月児健診：267人/12回/94.0% 2歳児歯科検診：242人/12回/95.7% 3歳児健診：289人/12回/94.4% 乳幼児相談：140人/12回
- ・Happyバンビィクラス(パパプラス2回含む)：104人/14回
- ・離乳食教室：51組/12回
- ・ペアレントトレーニング：41人/4回1コース×2回
- ・心理士、理学療法士による発達相談・指導：84人/26回
- ・家庭訪問指導(妊産婦、新生児、乳幼児、心身障害児、養育支援)：605人
- ・歯みがき教室：290人/4回
- ・思春期保健：思春期の講話1,045人/22回
- ・赤ちゃんふれあい体験教室：6人/1回
- ・未熟児養育医療費の給付：実5人/延13件
- ・不妊治療費助成金の交付：特定不妊 実21人/延25件 男性不妊 実0人/延0件
- ・産前産後サポート事業 ひよこサロン：69人/12回 チェリーパイ：4組/2回
ミントティ：7組/2回 マタニティコール220件
もうすぐ1歳コール148件
- ・産後ケア：宿泊 実2人/延8回、日帰り利用 実1人/延4回、訪問 実1人/延2回

(効果)

妊産婦の健康管理、乳幼児の疾病の予防及び早期発見・早期治療につながった。
産前・産後サポート事業により、同じような悩みを持つ妊産婦の不安の軽減が図れた。
乳児家庭全戸訪問により、養育環境に問題のある家庭を早期に把握することができ、支援につながった。
未熟児養育医療費の給付・不妊治療費助成金の交付により、対象者の経済的負担の軽減が図れた。

○新型コロナウイルス感染症対策に要する経費（04010204） 336,776,193円（407,736,771円）
決算書 P208

[総務部 総務課 所管 11,382,542円含む]

〈国・県：336,376,884円 その他：147,840円 一財：251,469円〉

＊特定財源積算根拠

・国負：新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	193,704,041円
・国補：新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	134,988,843円
・国補：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	2,082,000円
・県補：新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業費補助金	5,602,000円
・諸収入：新型コロナウイルスワクチン接種委託料返還金	147,840円

(目的)

新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種について、市内医療機関等との接種体制を確保し、国の方針やワクチンの供給量等に合わせ、接種を希望する市民の新型コロナワクチン接種を円滑に実施することにより、新型コロナウイルス感染症の重症化等を予防し、まん延防止を図る。

また、新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅で療養している市民等に対して、療養に専念できるように食料品の無償支援を行う。

(内容)

- ・新型コロナウイルスワクチン接種実施体制の確保・接種の実施
- ・新型コロナウイルスワクチン接種委託 接種回数合計 74,702回
- ・市内個別接種実施医療機関への支援
- ・接種券等の作成・発送
- ・新型コロナウイルスワクチン集団接種会場の運営（医師・看護師等接種委託、運営業務委託、感染性廃棄物処理委託、派遣元医療機関への補助等）
[運営回数] 坂東市岩井保健センター R4.4.3～R5.1.29 計45日 6,662回
- ・新型コロナウイルスワクチン接種専用公共交通利用料金助成（初回・追加（3～5回目）接種ごとに2,000円分）利用者実人数 435人 694,000円
- ・自宅療養者への食料品・日用品等の支援 315人（183世帯）1,394,469円

(効果)

新型コロナウイルスワクチン接種について、市内医療機関等との接種体制の確保及び市民の理解と協力の上で、接種希望者へ円滑に接種を実施したことにより、新型コロナウイルス感染症の重症化等を予防し、まん延防止を図った。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、自宅療養者等に対して、食料品の無償支援を行ったことで、療養専念への一助となった。